

行田羽生資源環境組合情報公開条例施行規則

令和4年4月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合情報公開条例（令和4年条例第7号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、管理者が管理する行政情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の提出)

第2条 条例第6条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求者の区分
- (2) 情報の公開方法

2 条例第6条の規定による請求書の提出は、行政情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 行政情報公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 行政情報部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政情報の全部を公開しない旨の決定をした場合 行政情報非公開決定通知書（様式第4号）

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第12条第3項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、行政情報公開請求事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る行政情報のうち意見照会する部分の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、行政情報公開決定等に係る意見照会書(様式第8号)により通知するものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の意見書は、行政情報公開決定等に係る意見書(様式第9号)とする。

4 条例第14条第3項(条例第20条において準用する場合を含む。)の書面は、行政情報公開決定に係る通知書(様式第10号)とする。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又はこれらを電磁的記録媒体(録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスク等をいう。次号において同じ。)に複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

(公開の実施の請求)

第9条 条例第15条第3項の実施機関が定める事項は、求める公開の実施の方法

及び条例第11条第1項の規定による通知を受領した日とする。

- 2 条例第15条第3項の規定による申出は、求める公開の実施の方法が行政情報公開請求書に記載した公開の実施の方法を変更するものでないときは、改めて行うことを要しない。

(公開の日時の変更)

第10条 管理者は、公開請求者又は条例第21条第1項の規定により公開の申出をしたもの(第3項において「公開請求者等」という。)が条例第11条第1項の規定又は第7条第4項の規定により通知を受けた公開の日時について変更を申し出た場合において、正当な理由があると認めるときは、当該公開の日時を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更後の公開の日時については、管理者が条例第11条第1項の規定又は第7条第4項の規定により通知した公開の日から30日後の日までとする。

- 3 管理者は、第1項の規定により公開の日時を変更したときは、その旨を行政情報公開日時変更通知書(様式第11号)により、公開請求者等に通知するものとする。

(行政情報の写しの交付部数)

第11条 行政情報の公開を行う場合において、行政情報の写し等を交付するときの交付部数は、公開請求に係る行政情報1件につき1部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第12条 条例第17条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は別表に定めるとおりとする。

- 2 条例第17条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

- 3 条例第17条第2項の費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第19条第5項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

(行政情報の任意的な公開の申出及び通知)

第14条 条例第21条に規定する行政情報の任意的な公開の申出をしようとするものは、行政情報任意的公開申出書(様式第13号)を提出しなければならない。

2 管理者は、条例第21条第1項の規定により、公開の申出に係る行政情報の全部又は一部を公開することとしたとき、又は当該行政情報の全部を公開しないこととしたときは、行政情報任意的公開回答書(様式第14号)により当該申出をしたものに対して、その旨を通知するものとする。

(公開の中止等)

第15条 管理者は条例第11条第1項の規定による公開の決定を受けたもの又は前条の規定による通知を受けたもので行政情報の閲覧又は視聴をするものが、当該閲覧又は視聴に係る行政情報を破損し、汚損し、又は改ざんするおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる。

(実施状況の公表)

第16条 条例第25条の規定による行政情報の公開の実施状況の公表は、公開請求の状況、公開決定等の状況その他必要な事項について、組合ホームページへの掲載により行うものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第12条関係)

行政情報の種類	区分	金額
文書、図画及び電磁的記録(録音及び録画に係るものを除く。)	普通紙白黒日本産業規格A列3番以下	1面につき10円
	その他の場合	実費相当額

録音テープ及びビデオテープ	複製する媒体を持参した場合	無料
	その他の場合	実費相当額

様式 略